

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算フローチャート

全居宅介護支援事業所は、次の計算をして下さい

○判定期間 前期：3月～8月、後期：9月～2月

○対象サービス ・訪問介護 ・通所介護 ・福祉用具貸与 ・地域密着型通所介護

○計算式（例）

・各サービス（例：訪問介護）に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷各サービス（訪問介護）を位置付けた計画

全居宅介護支援事業所は、以下の（１）～（６）をすべて記載した書類を作成して下さい

- （１） 判定期間における居宅サービス計画数
- （２） 対象サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- （３） 対象サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- （４） 算定方法で計算した割合
- （５） 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由
※正当な理由番号の記載がないもの、必要な書類の添付がないものは、「正当な理由なし」と判断します。

* 別紙1の注意事項を確認のうえ作成してください。（例年、計算誤りが見受けられますのでご注意ください）

* 参考として様式1、様式2を準備していますが、必要事項が全て記載されていれば事業所独自様式の利用も可能です。その際、上記項目が全て記載されているか確認をお願いします。（不備がある場合受付ができません）

各サービス種別ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合

* 正当な理由に該当する場合でも市への提出が必要です。

No Yes

事業所で5年間保存

※ ただし、当該判定期間の直前の判定期間において、本減算の対象であり、今回の判定において対象外となった事業所は、加算届出にて本減算の取り下げを行ってください。

【提出書類】

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（参考様式1・参考様式2）
- ・居宅介護支援における特定事業所集中減算（様式1・様式2）

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課へ提出
（写しは事業所で保存）

<提出期限（必着）>：前期 毎年9月15日
後期 毎年3月15日

- ※ 「様式1」「特定事業所集中減算チェック表」を提出
- ※ 正当な理由がある場合には、「様式1」の⑤の欄に、「別紙1の4」に掲載する理由に該当する番号を記載すること
- ※ 「様式2」により再計算した場合は、併せて提出すること

< 当課より通知 >

結果
[正当な理由と認める]
本減算対象としない

結果
[正当な理由と認めない][理由なし]
本減算対象とする
減算適用期間
前期判定期間：10月～3月減算適用
後期判定期間：4月～9月減算適用